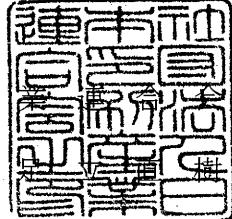


24日印産連 第116号  
平成25年3月6日

経済産業大臣 茂木敏充 殿

社団法人 日本印刷産業会長



印刷工業会  
全日本印刷工業組合連合会  
日本フォーム印刷工業連合会  
社団法人 日本グラフィックサービス工業会  
全日本製本工業組合連合会  
日本グラフィックコミュニケーションズ工業組合連合会  
全日本シール印刷協同組合連合会  
全国グラビア協同組合連合会  
全日本スクリーン・デジタル印刷協同組合連合会  
全日本光沢化工紙協同組合連合会

## 「競り下げ方式」導入に対する意見書

### 1. 意見

日本印刷産業連合会（以下、「当会」といいます）は、「競り下げ方式による競争入札」の導入に強く反対いたします。主な反対理由は、以下のとおりです。

### 2. 反対理由

#### （1）現在進められている対策に齟齬が生じること

「競り下げ方式」の導入は、現在、健全な入札制度へ向けて進められている各都道府県レベルでの対策に齟齬が生じることとなります。

ご承知のとおり、各地方公共団体において、「最低制限価格制度」又は「低入札価格調査制度」の導入が進んでおります。いずれの制度も入札価格が不当に低価格であるときは、契約の履行が不確実になること、製品の品質低下が懸念されることが導入の主な根拠です。印刷産業界においても、過当な価格競争による経営の疲弊を防止し、健全な入札制度実現のために業界を挙げての「官公需改善運動」を長年に亘り行ってまいりました。

このような中で、今回の「競り下げ方式」導入の動きは調達価格削減を主な目的とするもの

であり、各地方公共団体及び印刷産業界において共通認識の下で進められている上記対策と齟齬が生じることとなります。

#### (2) 中小企業への経営圧迫

官公需を大きなマーケットとする印刷産業界に「競り下げ方式」が導入された場合の影響は計り知れず、値下げ競争に更なる拍車が掛かることが想定されます。印刷産業界における約99.8%は中小企業であり、平成20年以降、業況の悪化している業種としてセーフティネット保証制度の指定業種にもなっております。また、「印刷」は平成24年度に閣議決定された「中小企業に関する国等の契約の方針」により、受注機会の増大を図るために「中小企業官公需特定品目」にも指定されております。

以上のような経済環境の下で中小企業性の非常に高い「印刷」という品目に「競り下げ方式」が導入されれば、更なる経営圧迫へ追い込むこととなることは明白です。

#### (3) 品質低下の懸念

「競り下げ方式」はコスト削減という名目の下、乾いた雑巾を絞るような制度であり、企業の適正な利益確保を阻害する要因をつくり、ひいては「印刷」の総合的な品質低下を招くものと危惧致します。

各印刷会社においては、環境への配慮や労働安全衛生の徹底等を行うと共に、安心・安全なより良い製品の製造を常に行っております。しかしながら、「競り下げ方式」は単純に価格のみを基準としており、こうした環境配慮型経営ともいえる企業努力が考慮されないことになります。

導入の結果、周囲の環境や品質に配慮した企業が淘汰され、コスト削減のみを追求する一部の企業のみに受注が集中することが懸念されます。

### 3. 地域経済の活性化に向けて

当会も行政コスト削減の重要性は十分に理解しており、コスト削減の方針に反対するものではございません。しかしながら、官公需が経済の活性化、雇用確保や地場産業の育成、ひいては各種税収へ貢献していることを考慮すれば、「競り下げ方式」の導入は過当な価格競争を生じさせるのみで、長期的に取り返しのつかない地域経済の疲弊を招くものだといえます。

「印刷産業」は、日本全国の地域経済活性化を支える産業として今後も広く地域に貢献していきたいと考えており、上記の各事情から当会は「競り下げ方式」の導入には強く反対いたします。

以上